

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第20期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 田村 眞一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 虎見 英俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 虎見 英俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第2四半期連結 累計期間	第20期 第2四半期連結 累計期間	第19期 第2四半期連結 会計期間	第20期 第2四半期連結 会計期間	第19期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	131,832	788,633	67,193	54,892	152,911
経常損失()(千円)	2,117,068	491,953	1,071,169	768,590	4,165,272
四半期(当期)純損失()(千円)	1,856,357	493,033	916,652	769,130	3,938,646
純資産額(千円)	-	-	13,943,535	11,578,295	12,138,320
総資産額(千円)	-	-	14,513,888	11,766,388	12,367,045
1株当たり純資産額(円)	-	-	116,942.24	97,031.10	101,856.44
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	15,746.12	4,182.04	7,775.30	6,523.97	33,408.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	95.0	97.2	97.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,998,011	371,852	-	-	2,986,214
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	319	32,959	-	-	38,917
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	2,908,907	2,162,511	1,768,524
従業員数(人)	-	-	22	20	21

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額を計上しているため記載しておりません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	20
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	8
---------	---

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしてありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の事業別ごとの販売実績は、次のとおりであります。

事業別の名称	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
医薬(千円)	66,465	54,316
その他(千円)	728	576
合計(千円)	67,193	54,892

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
サンド社(オーストラリア)	66,465	98.9	-	-
あすか製薬(株)(日本)	-	-	47,619	86.8

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、第11期(平成13年3月期)に医薬品開発事業に軸足を転換して以来、企業価値を高めるべく医薬品の研究開発並びに平成17年9月における海外の医薬品開発ベンチャー企業(Sosei R&D Ltd.)の買収等に多額の先行投資を行ってまいりました。医薬品の研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する傾向にあります。当社グループにおきましても同様に、先行投資により当局への承認申請を果たした開発品や第 相臨床試験段階の開発品を保持するに至ったものの、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しております。また、当社グループは、当第2四半期連結会計期間末において現金及び預金を2,162百万円(平成21年9月末現在)有しているものの、現時点において安定的な収益源を有していません。

これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、前年同期との対比についてはご参考までに記載しております。

(1) 業績の状況

売上高、売上総損益

当社グループは当第2四半期連結会計期間において、54百万円（前年同四半期67百万円）の売上高を計上いたしました。主な内容は、開発品SOH-075について当局へ製造販売承認申請を行ったことにより生じた、あすか製薬株式会社からのマイルストーン収入であります。

営業損失

当第2四半期連結会計期間の営業損失は、前年同四半期と比較して367百万円改善し、581百万円（前年同四半期948百万円）となりました。この主な要因は、研究開発費を中心とする販売費及び一般管理費を大きく抑制したためです。販売費及び一般管理費の内訳は、研究開発費97百万円（前年同四半期比70.1%減）、のれん償却額397百万円（前年同四半期比増減なし）、その他の販売費及び一般管理費141百万円（前年同四半期比39.3%減）となっております。研究開発費の抑制は、開発品の絞り込み及び開発体制整備の結果によるものであり、一方その他販売費及び一般管理費の抑制は、経営体制リストラクチャリングの結果によるものです。なお、のれん償却額は、Sosei R&D Ltd.の買収により生じたのれんが每期均等償却されることにより発生しております。

経常損失、税金等調整前四半期純損失、四半期純損失

当第2四半期連結会計期間では、上記営業損失及び為替差損189百万円（前年同四半期128百万円）の発生を受け、経常損失は768百万円（前年同四半期1,071百万円）となりました。また、特別利益、特別損失の計上はなく、四半期純損失は769百万円（前年同四半期916百万円）となりました。

所在地別セグメント

所在地別セグメントの業績については、次のとおりであります。

a. 日本

国内は、売上高は48百万円（前年同四半期67百万円）となりました。主な内容は、開発品SOH-075についての当局へ製造販売承認申請を行ったことにより生じた、あすか製薬株式会社からのマイルストーン収入であります。営業損失は123百万円（前年同四半期225百万円）となりました。

b. 欧州

欧州は、売上高は6百万円となりました。また、営業費用にはのれん償却費397百万円が含まれており、営業損失は457百万円（前年同四半期は営業損失721百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、2,162百万円（前年同四半期2,908百万円）となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。営業活動によるキャッシュ・フローは前年同四半期連結会計期間に比して、1,291百万円の改善を示し、459百万円のプラス（前年同四半期832百万円のマイナス）となりました。主なプラス要因は税金等調整前四半期純損失の改善、売上債権の減少額683百万円、のれん償却額397百万円、為替差損益182百万円であり、主なマイナス要因は支払債務の減少額100百万円です。投資活動によるキャッシュ・フローは32百万円のプラス（前年同四半期0.27百万円のプラス）となりました。財務活動によるキャッシュ・フロー（前年同四半期発生せず）は生じておりません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

(4) 「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等についての分析、検討内容、及び解消、改善するための対応策

当社グループは「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等の存在する当該状況を解消すべく、平成20年5月より従来の方針を抜本的に見直し、研究開発費の削減を中心とした営業キャッシュ・フローの改善に向けた諸策の取り組みを推進しております。

研究開発費の削減に関する主な諸策は以下の通りであります。

開発品の絞り込みを行い、開発後段階の開発品に優先的に経営資源を投下し、並びに医薬候補品の探索（創薬）への投資を制限することにより、研究開発費を大幅に削減する。

開発後段階であっても、多額の研究開発費を必要とする開発品AD923（適応：癌性突出痛）等については、アウトライセンス（癌性突出痛以外の適応及び器具の別用途も含む）、若しくは売却（当社グループが極力開発費を負担しない契約形態を想定）を検討する。

リスクの高いプロダクト・ディスカバリー事業から撤退する。

NVA237/QVA149及びAD923を除く開発品のうち、Sosei R&D Ltd.で研究開発中のものについては、当社グループの研究開発費拠出を極力抑制しうる形態でアウトライセンス若しくは売却を検討する。

インライセンスに関しては、当社グループの財政状況を見ながら、有望な後期開発候補品確保の検討も継続的に
行い、ポートフォリオの新陳代謝を図ることにより、事業の継続性と企業価値向上の両立を図る。

研究開発費削減の進捗に関しましては、開発品目をSOH-075など開発後段階のプロジェクトに絞り込むとともに、多額の開発費用を要するAD 923並びにSosei R&D Ltd.で研究開発中のその他の開発品（SD281、AD452など）は、平成20年10月末までに所定の開発を終了し、ライセンスアウトや知的財産権の譲渡を完了しました。また、プロダクト・ディスカバリー事業の撤退は平成20年10月末で完了しました。これらの結果、当社グループの研究開発費は計画通り前年度実績に比べて大幅に減少しております。

一方、その他の固定費削減の進捗につきましては、懸案であったSosei R&D Ltd.の大幅な人員削減、Sosei R&D Ltd.の研究施設の閉鎖移転は予定通り平成21年2月に完了しております。また、当社の保有する特許の見直しによる維持費の削減、本社移転による経費の削減を行いました。以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の営業キャッシュフローは大幅に改善しております。

引き続き、徹底してグループを挙げて経費削減に取り組み、支出を抑制することに加えて、マイルストーン等の収入を確保することにより、今期を含め2年以上の必要資金を賄えるようグループを挙げて取り組んでまいります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発活動は、NVA237/QVA149（適応：慢性閉塞性肺疾患）、SOH-075（適応：緊急避妊）、SD118（適応：神経障害性疼痛）、AD452（適応：マラリア感染症）について開発進捗を図りました。各開発品の進捗、また当第2四半期連結会計期間における研究開発活動の状況についての変更の内容は、以下のとおりです。

NVA237（適応：慢性閉塞性肺疾患）

（平成21年7月1日）第 相臨床試験中 （平成21年9月30日）第 相臨床試験中

NVA237は、平成17年4月にノバルティス社（本社スイス）に全世界の独占の開発・販売権を導出した開発品（単剤）であり、導出以降はノバルティス社によってCOPD（Chronic Obstructive Pulmonary Disease：慢性閉塞性肺疾患）を適応として開発が進められています。慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、タバコなどの有害な空気の刺激により気道（気管支）や肺（肺胞）に慢性炎症を生じ、その結果、気流が制限されたり酸素が交換できずに呼吸が困難になる病気です。中等～重等症のCOPD患者を対象とした当該試験で、NVA237（臭化グリコピロニウム、1日1回吸入の長時間作用型ムスカリン拮抗薬（LAMA）は試験期間中24時間に亘る持続的な気管支拡張作用が示されました。また、チオトロピウム（すでに上市されているCOPD治療薬スピリーバの有効成分）と同様の有効性と持続的な気管支拡張作用を示すとともに、チオトロピウムに比べNVA237の優れた即効性が示唆されました。更に、28日間投与試験では安全性と忍容性が確認され、ノバルティス社は第 相臨床試験を開始いたしました。その結果、当社は第1四半期連結会計期間にマイルストーン収入を売上高に計上し、当第2四半期連結会計期間に受領しております。

QVA149（適応：慢性閉塞性肺疾患）

（平成21年7月1日）第 相臨床試験準備中 （平成21年9月30日）第 相臨床試験準備中

QVA149は、ノバルティス社が独自で開発を行っている慢性閉塞性肺疾患を適応とする開発品QAB149（単剤、現在承認申請中）と、NVA237との配合剤です。平成20年10月にNVA237の第 相臨床試験追加試験が完了しており、本剤は現在、合剤として第 相臨床試験の準備が行われております。

なお、上記NVA237、QVA149につきましては、当社には開発費用負担は生じません。

SOH-075（適応：緊急避妊）

（平成21年7月1日）承認申請準備中 （平成21年9月30日）承認申請中

SOH-075は、緊急避妊を目的として海外で開発された黄体ホルモン系避妊薬で、既に世界65ヶ国で承認されている開発品です。当社は日本市場向けに開発を進めており、平成20年7月に第 相臨床試験を完了いたしました。当該試験では、緊急避妊を必要とする女性を対象として、性交後72時間以内に本剤1.5mgを1回投与し、安全性、妊娠の有無などを評価しました。安全性については、重篤な有害事象の発現はなく、ほぼ全てが軽微な事象でした。妊娠の有無については、評価対象63例中62例の避妊を確認し、既に行われている海外での試験と同様の結果でした。これを受け当社は平成21年9月30日に承認申請を行いました。当第2四半期連結会計期間には、その進捗によるあすか製薬株式会社からのマイルストーン収入が売上高に計上されております。当社は平成20年10月に、上市後の販売チャネル構築のためあすか製薬株式会社と本開発品の国内販売権導出にかかる法的拘束力のある基本合意書を締結いたしました。なお、当四半期報告書提出日現在は、基本合意書に基づき国内販売権導出契約を締結しております。

SD 118 (適応：神経障害性疼痛)

(平成21年7月1日)第 相臨床試験準備中 (平成21年9月30日)第 相臨床試験準備中

SD 118は、当社独自の研究開発手法であるドラッグ・リプロファイリング・プラットフォーム(DRP)により創出した開発品です。日本国内において、他の適応症で開発されていた薬剤に対し再評価を実施、各種疼痛動物モデルでの実験結果から、新たに神経障害性疼痛治療のための経口剤としての可能性を見出したものです。神経障害性(神経因性)疼痛とは、神経系への感染、圧迫、外傷、腫瘍などによる神経系の一時的傷害あるいは機能異常を原因とする、長時間持続する難治性の疼痛です。既に第 相臨床試験を終了し、単回経口投与、反復経口投与試験において安全性及び忍容性を確認しております。平成18年6月に締結した提携契約に基づき、当社グループとNeuroDiscovery Ltd(オーストラリア)及び同社子会社であるNeuroSolutions Ltd(イギリス)と共同で開発を進めており、平成21年10月には第39回北米神経学会にて今後の臨床試験の方針決定に有用な薬効薬理試験データを発表いたしました。

AD 452 (適応：マラリア感染症)

(平成21年7月1日)第I相臨床試験準備中 (平成21年9月30日)第 相臨床試験中

AD 452は、現在も使われている抗マラリア薬、メフロキンの光学異性体を単離した単一異性体です。当社は、以前本剤を抗リウマチ薬として開発しておりました。この臨床試験において、安全性は確認されましたが、リウマチへの十分な治療効果が認められず、開発を中断しておりました。

現在市販されているメフロキンは精神神経系の副作用などが問題になっており、抗マラリア薬として臨床的意義は高いものの、使用に当たっては相当の注意が必要とされております。一方、単一異性体である本開発品は、そのような副作用が軽減されると考えられており、本剤のリプロファイルの一環として、抗マラリア薬としての開発を進めるべく、当社は平成20年11月に本化合物の知的所有権及びノウハウをTreague社に導出いたしました。また、Treague社は非営利団体であるMMV(Medicines for Malaria Venture)と協力し、マラリア感染症流行国における治療を目的として開発を進めており、更に予防目的での開発も計画しております。なお、当社は平成21年7月6日に当該化合物の第 相臨床試験を開始したことを発表いたしました。

なお、当開発品につきましては当社には開発費用負担は生じません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当グループの資本の財源は、主に自己資本より成っており、当第2四半期連結会計期間末の株主資本合計の額は、前連結会計年度と比較して493百万円減少し、10,393百万円となりました。上記期間中の株主資本の減少は純損失発生による利益剰余金の減少が主要因であります。また、負債合計は、前連結会計年度末に比べ40百万円減少し188百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の現預金の合計額は、前連結会計年度末と比較して393百万円増加し2,162百万円となりました。当グループの手許流動性は、当四半期連結会計期間末では現金及び3ヶ月以内に現金化が可能な定期預金によるもので、コミットメントライン契約などはありません。なお、流動資産の総資産に占める比率は19.3%であり、現預金の流動資産に占める比率は94.9%であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等について、該当事項はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	186,720
計	186,720

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,893	117,893	東京証券取引所(マ ザーズ)	当社は単元株制度は採用 していません。
計	117,893	117,893	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づく新株引受権
 (平成13年3月29日臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数(個)	-	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	585	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	
新株予約権の行使期間	自平成16年3月29日 至平成23年3月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	50,000
	資本組入額	50,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は原則として権利行使不能	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注) 1. 当社は、平成13年7月18日付で株式1株につき2株、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

5. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めております。

(平成14年3月28日臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数(個)	-	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	960	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	160,000	
新株予約権の行使期間	自平成17年3月28日 至平成24年3月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	160,000
	資本組入額	160,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は原則として権利行使不能	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

- (注) 1. 当社は、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$
4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$
5. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
 (第1回新株予約権)(平成15年10月7日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000
新株予約権の行使期間	自平成18年10月7日 至平成25年10月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 当社は、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$
5. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第3回新株予約権)(平成15年12月16日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数(個)		4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)		20
新株予約権の行使時の払込金額(円)		100,000
新株予約権の行使期間	自平成18年12月17日 至平成25年12月16日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	100,001
	資本組入額	50,001
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数で権利行使可能	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注)1. 当社は、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

5. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第5回新株予約権)(平成16年6月11日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800,000
新株予約権の行使期間	自平成19年6月12日 至平成26年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 800,000 資本組入額 400,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第6回新株予約権)(平成16年6月11日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月12日 至 平成26年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800,001 資本組入額 400,001
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第7回新株予約権)(平成17年7月7日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	532
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	532
新株予約権の行使時の払込金額(円)	523,800
新株予約権の行使期間	自平成20年6月30日 至平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 523,800 資本組入額 261,900
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第8回新株予約権)(平成17年7月7日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90
新株予約権の行使時の払込金額(円)	523,800
新株予約権の行使期間	自平成20年7月8日 至平成27年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 523,801 資本組入額 261,901
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

会社法第236条、238条及び239条の規定に基づく新株予約権
 (第9回新株予約権)(平成18年7月17日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	338
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	338
新株予約権の行使時の払込金額(円)	245,600
新株予約権の行使期間	自平成21年6月24日 至平成28年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 245,600 資本組入額 122,800
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第10回新株予約権)(平成18年7月17日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	188
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188
新株予約権の行使時の払込金額(円)	245,600
新株予約権の行使期間	自平成21年7月19日 至平成28年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 245,601 資本組入額 122,801
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第13回新株予約権)(平成19年7月17日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	537
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	537
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214,800
新株予約権の行使期間	自平成22年7月18日 至平成29年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 214,800 資本組入額 107,400
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」に定めております。

(第14回新株予約権)(平成19年7月17日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	486
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	486
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214,800
新株予約権の行使期間	自平成22年7月18日 至平成29年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 214,801 資本組入額 107,401
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」に定めております。

(第15～24回新株予約権)(平成19年12月7日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	18,115
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	276,000
新株予約権の行使期間	自平成19年12月26日 至平成22年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 276,662 資本組入額 138,331
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会 の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株価の変動に応じて本新株予約権の行使により当社が交付する普通株式の数は、5,000,000千円を行使価額で除して得られる最大整数となります。

つまり、新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっております。従って、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いが大きくなります。

尚、当初行使価額における最大発行数は18,115株となりますが、当社は本新株予約権の行使により発行される株式数の累計が30,600株(発行決議日時点における発行済株式数の26%)を超えるような行使を行わないことを、割当先に義務づけております。

尚、この措置を講じることにより、本新株予約権が行使される行使価額の水準次第では、調達可能金額が5,000,000千円を下回る可能性があります。これは新株予約権の行使により交付する株式数の累計が30,600株を超えて、更に希薄化が進展することを抑制することを優先する趣旨によるものです。

2. 当初行使価額を276,000円(発行決議日の株価終値の150%)とし、下限行使価額を92,000円(発行決議日の株価終値の50%)とします。

尚、当社は割当日の翌取引日以降、株価水準や研究開発の進捗状況等を勘案し、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができる。修正が開始された場合、行使価額は修正開始時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下株価)の平均値の90%に修正され、以降毎週一度その時点の株価の平均値の90%に修正されるものとします。

又、行使価額の修正開始決定後、5連続取引日の株価終値が「リセット価額()」を下回った場合、その翌取引日以降、行使価額は当初の行使価額276,000円(発行決議日の株価終値の150%)に自動的に戻ることとします。

リセット価額とは、「行使価額の修正開始時点の株価の80%」か「下限行使価額92,000円」のいずれか高い方を指します。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。尚、当初行使価額における発行価格及び資本組入額を上表に記載しております。

4. 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株価動向及び市場環境等を勘案し、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、どれだけの個数の新株予約権を権利行使最終期日までに行使するかを表明し、表明した新株予約権は一定の条件()が満たされている限り、権利行使最終期日までに必ず行使が行われる仕組みとなっております。この場合、修正開始の対象となった新株予約権の個数のうち、割当予定先が権利行使最終期日までに行使することを表明しない新株予約権の個数は、行使価額の修正開始後、行使ができなくなります。
- 一定の条件とは、当社にデフォルト事由が発生しないこと、当社の判断等により本新株予約権の取得を行わないこと、及び行使価額の修正開始日以後において5連続取引日の株価終値が「リセット価額」を下回らないことを指します。
5. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と割当先との間で締結する「新株予約権買取契約証書」に定めております。
6. 当社の判断により、当社はいつでも本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	117,893	-	16,965,805	-	18,907,795

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
NOMURA INTERNATIONAL PLC CLIENT ACCOUNT SOSEI	東京都中央区日本橋1丁目9-1(常代)野村證券株式会社	5,815	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)取締役社長 小山登志雄	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,725	4.01
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	東京都中央区日本橋兜町6番7号(常代)株式会社みずほコーポレート銀行	4,655	3.95
田村 眞一	長野県松本市	3,717	3.15
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE FIDELITY FUNDS	東京都中央区日本橋3丁目11-1(常代)香港上海銀行東京支店	3,241	2.75
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	東京都中央区日本橋兜町6番7号(常代)株式会社みずほコーポレート銀行	2,394	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)取締役社長 小田一穂	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,125	1.80
MELLON BANK ABN AMRO GLOBAL CUSTODY N.V.	東京都中央区日本橋3丁目11-1(常代)香港上海銀行東京支店	1,260	1.07
伊藤忠商事株式会社 代表取締役 小林栄三	東京都港区北青山2丁目5-1	1,200	1.02
PENSON FINANCIAL SERVICES LIMITED 1007330	東京都中央区日本橋兜町6番7号(常代)株式会社みずほコーポレート銀行	1,141	0.97
計	-	30,273	25.68

(注) 1. 上記の所有株のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)取締役社長 小山登志雄 4,725株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)取締役社長 小田一穂 2,125株

2. プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドから平成21年6月22日付けの変更報告書の写しの送付があり、同日現在で株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期末時点における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドの変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッド	Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	株式 4,909	4.16

3. フィデリティ投信株式会社から平成21年9月7日付けの変更報告書の写しの送付があり、同日現在で株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期連結会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山 トラストタワー	株式 16,421	13.93

4. 野村證券株式会社から平成21年8月28日付けの変更報告書の写しの送付があり、同日現在で株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期連結会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、野村證券株式会社の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 1,032 新株予約権 18,115	14.08
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St. Martin' s-le Grand London EC1A 4NP, England	株式 910	0.77
Nomura Phase4 Ventures LP	Nomura House 1, St. Martin' s-le Grand London EC1A 4NP, England	株式 433	0.37

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,893	117,893	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	117,893	-	-
総株主の議決権	-	117,893	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	32,000	76,000	140,000	155,000	164,300	208,000
最低(円)	28,500	30,650	58,000	95,900	135,500	153,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 執行役の状況

新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 数(株)	就任 年月日
執行役副 社長		虎見 英俊	昭和42年 5月31日 生	平成2年5月 南カリフォルニア大学レーベンサール経理学校 卒業 平成2年6月 デロイトトウシュートマト(米国) 平成4年8月 三井信託銀行(現中央三井信託銀行)ロスアンゼ ルス支店 平成14年7月 ハネウエルジャパン株式会社 平成20年12月 当社経理部長 平成21年2月 株式会社そーせい 代表取締役(現任) 平成21年7月 当社執行役副社長(現任)	(注)	-	平成21年 7月1日
計						-	

(注) 平成21年7月1日より平成22年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結のときまで

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,162,511	1,768,524
売掛金	50,100	16,880
その他	153,718	336,612
貸倒引当金	87,148	74,062
流動資産合計	2,279,182	2,047,955
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	43,064	41,022
工具、器具及び備品(純額)	5,012	3,731
有形固定資産合計	48,076	44,753
無形固定資産		
のれん	9,396,250	10,190,299
その他	3,332	5,509
無形固定資産合計	9,399,582	10,195,809
投資その他の資産		
その他	39,546	78,527
投資その他の資産合計	39,546	78,527
固定資産合計	9,487,205	10,319,090
資産合計	11,766,388	12,367,045
負債の部		
流動負債		
買掛金	160	162
未払金	48,539	34,983
未払費用	123,917	178,708
未払法人税等	1,080	2,160
その他	14,395	12,710
流動負債合計	188,092	228,724
負債合計	188,092	228,724
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,965,805	16,965,805
資本剰余金	18,907,795	18,907,795
利益剰余金	25,479,711	24,986,678
株主資本合計	10,393,888	10,886,921
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	1,045,398	1,121,240
評価・換算差額等合計	1,045,398	1,121,240
新株予約権	139,008	130,159
純資産合計	11,578,295	12,138,320
負債純資産合計	11,766,388	12,367,045

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
売上高	131,832	788,633
売上原価	120,125	38,204
売上総利益	11,707	750,428
販売費及び一般管理費	₁ 2,024,650	₁ 1,324,337
営業損失 ()	2,012,943	573,909
営業外収益		
受取利息	8,563	1,547
為替差益	-	79,700
雑収入	1,659	708
営業外収益合計	10,222	81,956
営業外費用		
為替差損	114,257	-
雑損失	90	-
営業外費用合計	114,347	-
経常損失 ()	2,117,068	491,953
特別利益		
固定資産売却益	256	-
新株予約権失効益	124,738	-
特別利益合計	124,995	-
特別損失		
固定資産除売却損	15,065	-
特別損失合計	15,065	-
税金等調整前四半期純損失 ()	2,007,138	491,953
法人税、住民税及び事業税	₂ 150,780	1,080
四半期純損失 ()	1,856,357	493,033

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	67,193	54,892
売上原価	61,263	495
売上総利益	5,929	54,397
販売費及び一般管理費	¹ 954,395	¹ 635,276
営業損失()	948,466	580,878
営業外収益		
受取利息	5,811	1,399
雑収入	71	708
営業外収益合計	5,883	2,107
営業外費用		
為替差損	128,587	189,819
営業外費用合計	128,587	189,819
経常損失()	1,071,169	768,590
特別利益		
固定資産売却益	256	-
新株予約権失効益	124,738	-
特別利益合計	124,995	-
特別損失		
固定資産除売却損	14,453	-
特別損失合計	14,453	-
税金等調整前四半期純損失()	960,627	768,590
法人税、住民税及び事業税	² 43,975	540
四半期純損失()	916,652	769,130

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	2,007,138	491,953
減価償却費	15,050	6,657
のれん償却額	794,049	794,049
株式報酬費用	61,392	8,849
新株予約権失効益	124,738	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	13,085
賞与引当金の増減額(は減少)	14,799	815
為替差損益(は益)	114,257	77,936
売上債権の増減額(は増加)	68,073	31,795
前払費用の増減額(は増加)	3,392	12,079
未収入金の増減額(は増加)	19,386	898
立替金の増減額(は増加)	18,996	12,892
未収付加価値税増減額(は増加)	12,614	1,618
未払金の増減額(は減少)	164,707	13,579
未払費用の増減額(は減少)	844,897	61,737
預り金の増減額(は減少)	14,377	1,300
その他	17,306	12,297
小計	2,052,925	185,487
利息及び配当金の受取額	8,563	1,547
法人税等の還付額	47,162	186,977
法人税等の支払額	812	2,160
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,998,011	371,852
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,282	6,022
有形固定資産の売却による収入	1,587	-
差入保証金の解約による収入	-	38,981
その他	14	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	319	32,959
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,339	10,824
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,999,031	393,986
現金及び現金同等物の期首残高	4,907,939	1,768,524
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,908,907	1 2,162,511

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額は41,276千円であり ます。 2. 偶発債務 開発品AD923(2009年10月ファーマソル社(英国、 Pharmasol R&D Ltd.)に譲渡)について、ムンディ ファーマ社に導出していた欧州における販売権等を 買い戻したことに関連し、当社に対し新たな開発パ ートナーからの収入があった場合には、同社に対し1.5 百万ポンドを上限として、収入の20%を支払う取 り決めとなっております。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は47,764千円であり ます。 2. 偶発債務 一時中断している開発品AD923について、ムンディ ファーマ社に導出していた欧州における販売権等を 買い戻したことに関連し、当社に対し新たな開発パ ートナーからの収入があった場合には、同社に対し1.5 百万ポンドを上限として、収入の20%を支払う取 り決めとなっております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は 次のとおりであります。 研究開発費 661,969千円 のれん償却額 794,049 なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち 主要な費用及び金額は次のとおりであります。 人件費 126,479千円 委託費用 489,189 2. 主に英国子会社におけるタックスクレジットの発生 によるものであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は 次のとおりであります。 研究開発費 209,162千円 のれん償却額 794,049 なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち 主要な費用及び金額は次のとおりであります。 人件費 61,094千円 委託費用 116,099 2.

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は 次のとおりであります。 研究開発費 324,612千円 のれん償却額 397,024 なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち 主要な費用及び金額は次のとおりであります。 人件費 31,360千円 委託費用 273,986 2. 主に英国子会社におけるタックスクレジットの発生 によるものであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は 次のとおりであります。 研究開発費 97,008千円 のれん償却額 397,024 なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち 主要な費用及び金額は次のとおりであります。 人件費 26,876千円 委託費用 58,290 2.

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 <u>2,908,907千円</u>	現金及び預金勘定 <u>2,162,511千円</u>
現金及び現金同等物 <u>2,908,907</u>	現金及び現金同等物 <u>2,162,511</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 117,893株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 - 株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第3回新株予約権(注)1

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 20株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 0千円(親会社0千円、連結子会社 - 千円)

(2) 第6回新株予約権(注)1

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 60株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 0千円(親会社0千円、連結子会社 - 千円)

(3) 第8回新株予約権(注)1

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 90株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 0千円(親会社0千円、連結子会社 - 千円)

(4) 第15回~24回新株予約権(注)2

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 18,115株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 12,000千円(親会社12,000千円、連結子会社 - 千円)

(5) スtock・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 127,008千円(親会社127,008千円、連結子会社 - 千円)

(注)1. 会社法施行日前に付与されたストックオプションであります。

2. 平成19年12月に野村證券㈱に割り当てた新株予約権の目的となる株式の総数であります。尚、上記株式数は、当初行使価額における最大発行数であり、行使価額により変動いたします。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

医薬事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

医薬事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (千円)	欧州 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	67,193	-	-	67,193	-	67,193
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	265	29	295	295	-
計	67,193	265	29	67,488	295	67,193
営業利益(又は営業損失())	225,017	721,929	1,474	948,420	45	948,466

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	欧州 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	48,195	6,697	-	54,892	-	54,892
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	48,195	6,697	-	54,892	-	54,892
営業利益(又は営業損失())	123,343	457,534	-	580,878	-	580,878

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (千円)	欧州 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	131,832	-	-	131,832	-	131,832
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	2,832	2,014	4,846	4,846	-
計	131,832	2,832	2,014	136,678	4,846	131,832
営業利益(又は営業損失())	547,757	1,464,091	1,020	2,012,868	74	2,012,943

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	欧州 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	89,482	699,150	-	788,633	-	788,633
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	89,482	699,150	-	788,633	-	788,633
営業利益(又は営業損失())	327,512	246,396	-	573,909	-	573,909

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 欧州.....英国

(2) 北米.....米国

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	オセアニア	計
海外売上高（千円）	66,465	66,465
連結売上高（千円）	-	67,193
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	98.9	98.9

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	欧州	計
海外売上高（千円）	6,697	6,697
連結売上高（千円）	-	54,892
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.2	12.2

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	オセアニア	計
海外売上高（千円）	130,312	130,312
連結売上高（千円）	-	131,832
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	98.8	98.8

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	欧州	オセアニア	計
海外売上高（千円）	699,150	40,711	739,861
連結売上高（千円）	-	-	788,633
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	88.7	5.2	93.8

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州……スイス

オセアニア……オーストラリア

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

著しい変動がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 97,031.10円	1株当たり純資産額 101,856.44円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 15,746.12円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計 上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 4,182.04円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計 上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()		
四半期純損失()(千円)	1,856,357	493,033
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	1,856,357	493,033
期中平均株式数(株)	117,893	117,893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 7,775.30円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計 上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 6,523.97円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計 上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()		
四半期純損失()(千円)	916,652	769,130
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	916,652	769,130
期中平均株式数(株)	117,893	117,893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月5日

そーせいグループ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているそーせいグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、そーせいグループ株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記に記載のとおり、会社は、創業以来継続的に営業損失を計上する等の状況にあり、年間約40億円程度の研究開発投資を継続するという前連結会計年度までの方針を継続する場合、現金及び預金残高は十分ではなく、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

そーせいグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているそーせいグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、そーせいグループ株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。